

第 7 2 3 号
平成26年10月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	22	2
・天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	23	13
・天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	24	23
・天理市学童保育条例の一部を改正する条例	25	26
・天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例	26	26
・天理市営住宅条例の一部を改正する条例	27	27
規 則	番号	頁数
・天理市公印規則の一部を改正する規則	19	27
・天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	20	28
・中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則	21	28
・天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則及び中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則	22	36
・児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則及び天理市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	23	52
・天理市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則	24	52
訓令甲	番号	頁数
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	13	52
告 示	番号	頁数
・公示送達について	290	53
・放置自転車等の保管について	291	53
・地縁による団体の認可について	292	53
・放置自転車等の保管について	293	54
・放置自転車等の保管について	294	54
・放置自転車等の保管について	295	55

・公示送達について	296	55
・公示送達について	297	55
・放置自転車等の保管について	298	56
・放置自転車等の保管について	299	56
・放置自転車等の保管について	300	57
・放置自転車等の保管について	301	57
・放置自転車等の保管について	302	57
・放置自転車等の保管について	303	58
・公示送達について	304	58
・公示送達について	305	58
・放置自転車等の保管について	306	59
・放置自転車等の保管について	307	59
・放置自転車等の保管について	308	59
・放置自転車等の保管について	309	60
・放置自転車等の保管について	310	60
・放置自転車等の保管について	311	61
・放置自転車等の保管について	312	61
・公示送達について	313	61
・放置自転車等の保管について	314	62
・放置自転車等の保管について	315	62
・平成26年度天理市一般会計補正予算(第2号)等の要領について	316	62
・放置自転車等の保管について	317	70

公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	32	70
・公売公告兼見積価格公告について	33	74
・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について	34	77
・平成26年度定期予防接種の実施について	35	77

教育委員会	番号	頁数
・臨時教育委員会の招集について	12	78
・臨時教育委員会の招集について	13	78

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	10	78

公営企業	番号	頁数
------	----	----

・天理市水道事業給水条例施行規程の一部改正について【規程】	8	79
-------------------------------	---	----

・平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	25	79
----------------------------------	----	----

条 例

(平成26年 9 月 30 日 掲 示 済)

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
平成26年 9 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第4条）
 - 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）
 - 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
- 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第37条）
 - 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）
 - 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
- 第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
 - (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
 - (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
 - (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
 - (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
 - (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
 - (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
 - (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
 - (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
 - (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
 - (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
 - (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
 - (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
 - (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
 - (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
 - (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
 - (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
 - (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
 - (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
 - (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
 - (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があってはならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育（法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの

(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 - 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
 - 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)
- 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
 - 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
 - 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)
- 第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)
- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
 - 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)
- 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)
- 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ど

も・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教

育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
（特定教育・保育に関する評価等）
- 第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
（相談及び援助）
- 第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
（緊急時等の対応）
- 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（支給認定保護者に関する市への通知）
- 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
（運営規程）
- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定教育・保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
- 第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）
- 第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（揭示）
- 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤

務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育（法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。以下同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
 - 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月天理市条例第号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保

しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
 - 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
 - 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。
（利用者負担額等の受領）
- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
 - 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
 - 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
 - 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定に

よる金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認

可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こどもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 雑則

（その他）

第53条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2

項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(平成26年9月30日掲示済)

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第23号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第21条)
- 第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条)
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則(第27条)
 - 第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条)
 - 第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条)
 - 第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条)
- 第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条)
- 第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)
- 第6章 雑則(第49条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定により児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものとして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「家庭的保育事業等」とは、次に掲げる事業の総称をいう。

- (1) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(最低基準の目的及び向上)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

2 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

3 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 家庭的保育事業者等は、天理市暴力団排除条例(平成23年12月天理市条例第22号)第2条第2号及び第3号に該当する者があってはならない。
(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児

(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定の例により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じ

て行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

（家庭的保育事業所等に備える帳簿）

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

（設備の基準）

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。
- 4 家庭的保育事業に従事する職員は、2人を下回らないこととする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第1項第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号の規定を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者

(A型)」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模

保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第32条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

2 前項各号に掲げるもののほか、小規模保育事業所C型の保育室等を2階以上に設ける建物については、第28条第7号の規定を準用する。この場合において、同号中「小規模保育事業所A型」とあるのは、「小規模保育事業所C型」と読み替えるものとする。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項の規定による措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
(設備及び備品等)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業者が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であ

って満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号の規定を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(その他)

第49条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1項第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（平成26年9月30日掲示済）

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第24号

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例において定める最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
 - 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
 - 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
 - 6 放課後児童健全育成事業者は、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があってはならない。
（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）
- 第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。
（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）
- 第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）
- 第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
（設備の基準）
- 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
 - 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
（職員）
- 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
 - 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(利用者平等に取り扱う原則)
- 第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)
- 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(衛生管理等)
- 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
(運営規程)
- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の実業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他事業の運営に関する重要事項
- (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
- 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。
(秘密保持等)
- 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)
- 第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(専用区画の面積の経過措置)

第2条 当分の間、第9条第2項の規定の適用については、同項中「でなければならない」とあるのは、「を確保するよう努めなければならない」とする。

(職員の経過措置)

第3条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(一の支援の単位を構成する児童の数の経過措置)

第4条 当分の間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「となるよう努めなければならない」とする。

(平成26年9月30日掲示済)

天理市学童保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第25号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「小学校1学年から3学年までの者」を「小学校に就学している者」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(平成26年9月30日掲示済)

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第26号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号イを次のように改める。

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

第2条第1号エ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(平成26年9月30日揭示済)

天理市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第27号

天理市営住宅条例の一部を改正する条例

天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

規 則

(平成26年7月23日揭示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項を次のように改める。

3 市長認印

	名称	ひな型	書体	寸法 (mm)	個数	用途	公印管守課
1	市長認印	1	てん書	方6	1	住民基本台帳カード及び特別永住者証明書・在留カード用	市民課
		2	てん書	小判形 縦8、 横6	1	戸籍用	市民課
		3	てん書	円形 直径8	5	国民健康保険事務用	保険医療課
					5	医療証・受給資格証用	保険医療課
					3	介護保険事務用	介護福祉課
		4	てん書	円形 直径8	5	税務事務用	税務課
					5	収税事務用	収税課

別表第2第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1



附 則

この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

(平成26年 7 月23日 揭示済)

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則（平成26年 3 月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年 7 月23日 揭示済)

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則（平成20年 3 月天理市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第24条第 1 項及び第 5 項」を「第24条第 3 項及び第 9 項」に改める。

第 8 条に次の 2 項を加える。

2 法第24条第 8 項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者の支援給付の開始について通知するときは、様式第23号によるものとする。

3 法第28条第 2 項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、様式第24号によるものとする。

第 9 条中「様式第23号」を「様式第25号」に改める。

第11条中「様式第24号」を「様式第26号」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(徴収金等支払申出書)

第12条 法第78条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により支援給付費から法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出の様式は、様式第27号とする。

様式第20号中「第28条第 4 項」を「第28条第 5 項」に改める。

様式第21号及び様式第22号を次のように改める。

様式第21号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保
護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の
施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永
住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるもの
とされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱います
ので念のため申し添えます。

記

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項
この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規
定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、
日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以
下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会
社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他
の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた
者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及
び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める
事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者
であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げ
る情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やか
に、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した
申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない
特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 略

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状
況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 略

（参考2）生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第22号（第8条関係）

扶 養 届 書

天理市社会福祉事務所長 様

年 月 日

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____ 続柄 _____

緊急の場合連絡（してほしい・必要としない）

氏名 _____ に対する扶養について、次のとおり回答します。

1. 精神的な支援について

※精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問・電話・手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不 可
支援の開始時期	年 月 から ・ 既に行っている
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先（TEL _____）

2. 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可・不可（理由：_____）
援助の開始時期	年 月 から ・ 既に行っている
扶養の方法・程度	①金銭により毎月(年) _____ 円送付する。 ②物品により毎月(年) _____ を _____ 程度送付する。 ③氏名 _____ を引き取る。 ④その他 _____

3. 健康保険扶養について（加入の保険が国民健康保険である場合は記載不要）

※会員の健康保険は扶養家族の人数によって直接保険料が変わる事はありません。

(氏名 _____) について被扶養者として 認定されている・認定されていない・認定手続をとるつもり

4. 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤務先	平均月収	
	本人					
氏名 _____ について						
①税法上の扶養控除を受けている はい ・ いいえ						
②会社等から家族手当を受けている はい ・ いいえ						
(2) 資産の状況	有	①家屋	m ² (坪)	②宅地	m ² (坪)	
	無	③田畑	m ² (坪)	④山林等	m ² (坪)	
(3) 負債の状況	有	負債の内容	返済日(年)	額	返済終了予定	
				円	年	月
	無	その他				

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

平成26年10月10日 金曜日

天理市公報

様式第24号を様式第26号とし、様式第23号を様式第25号とし、様式第22号の次に次の2様式を加える。

平成26年10月10日 金曜日

天理市公報

様式第26号の次に次の1様式を加える。

様式第27号（第12条関係）

中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所

氏名

㊟

天理市社会福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの支援給付金品等より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年 9 月30日 揭示済)

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則及び中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則及び中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則(天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則(平成26年 3 月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による事務)

第8条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30条)に関する委任事務は、同法第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)の実施に関することとする。

(中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部改正)

第2条 中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則(平成20年 3 月天理市規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「支援給付」の次に「及び配偶者支援金」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項(前項第5号及び第6号を除く。)の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)について準用する。

第5条中「法第24条第3項及び第9項」の前に「支援給付又は配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における」を加える。

第7条中「様式第21号」の次に「又は第21号の2」を加える。

第10条の見出し中「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、「交付する場合」の次に「又は受給者に対して配偶者支援金を支給する場合には、」を、「当該被支援者等」の次に「又は受給者」を加える。

様式第12号を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所									※実施機 関等受付 年月日
支 援 給 付 申 請 世 帯	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
		中国残留 邦人等本人							
		配偶者							
同 居 し て い る 世 帯									
家族のうち別のところに住んでいる方がいるときはその方の名前と住んでいるところ									
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)			
支援給付を申請(変更申請)する理由									
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請(変更申請)します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする方との関係 ㊞</p> <p style="text-align: center;">天理市社会福祉事務所長殿</p>									

(記入上の注意)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 申請者と支援給付を受けようとする方が異なる場合は、別添の書類は支援給付を受けようとする方に記入してもらってください。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入のうえ添付してください。
- 4 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- 5 この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添1から3のうち必要なものを添付してください。

様式第13号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第14号中「支援給付の実施機関の長」を「天理市社会福祉事務所長」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第17号を次のように改める。

天 第 号
年 月 日

天理市社会福祉事務所長 印

様

支援給付・配偶者支援金決定通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付・配偶者支援金を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

- ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
- ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 配偶者支援金の決定額 円

5 配偶者支援金の開始時期 年 月

6 支援給付・配偶者支援金を決定した理由

7 支援給付金・配偶者支援金の支給日及び支給場所

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金・配偶者支援金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

様式第18号中「支援給付」の次に「及び配偶者支援金」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第19号を次のように改める。

天 第 号
年 月 日

天理市社会福祉事務所長 印

様

支援給付及び配偶者支援金廃止・停止決定通知書

年 月 日天 第 号（及び 年 月 日天 第 号）により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付及び配偶者支援金を下記のとおり廃止・停止したから通知する。

記

- 1 廃止・停止する時期
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理由

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しを訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成26年10月10日 金曜日

天理市公報

様式第20号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第7条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

（参考1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
第14条（略）
2・3（略）
4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。
一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。
第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。
一～三（略）
四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
五（略）
- 生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）
第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

平成26年10月10日 金曜日

天理市公報

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2（第7条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

配偶者支援金の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当実施機関において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

（参考1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第15条（略）

2（略）

3 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

第14条（略）

2・3（略）

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二（略）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

平成26年10月10日 金曜日

天理市公報

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第8条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
等による支援給付の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの 〇〇〇〇 当たる 〇〇〇〇 さん（住所 〇〇〇〇）は中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
等による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条第4項においてその例によ
るものとされた生活保護法第4条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法
律に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養で
きるかについて、別紙扶養届書により 〇〇 年 〇 月 〇 日までにご回答ください。

(特記事項)

(担当者 〇〇〇)

(参考1)

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
第14条（略）
2・3（略）
4 この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2)

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として行われる。
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(参考3)

- 民法（明治29年法律第89号）
第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

扶 養 届 書

天理市社会福祉事務所長 様 郵便番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 住 所 _____
 氏 名 _____ ㊟
 電話番号 _____ 続柄 _____

緊急の場合連絡 (してほしい・必要としない)

氏名 _____ に対する扶養について、次のとおり回答します。

1. 精神的な支援について
 ※精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問・電話・手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不 可
支援の開始時期	年 _____ 月 _____ から ・ 既に行っている
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (㊟ _____)

2. 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可・不可 (理由: _____)
援助の開始時期	年 _____ 月 _____ から ・ 既に行っている
扶養の方法・程度	①金銭により毎月(年) _____ 円送付する。 ②物品により毎月(年) _____ を _____ 程度送付する。 ③氏名 _____ を引き取る。 ④その他 _____

3. 健康保険扶養について (加入の保険が国民健康保険である場合は記載不要)
 ※社員の健康保険は扶養家族の人数によって直接保険料が変わる事はありません。

(氏名 _____) について被扶養者として
 認定されている・認定されていない・認定手続をとるつもり

4. 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況						
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤務先	平均月収	
	本人					
氏名 _____ について						
①税法上の扶養控除を受けている はい ・ いいえ						
②会社等から家族手当を受けている はい ・ いいえ						
(2) 資産の状況	有	①家屋 _____ m ² (坪)	②宅地 _____ m ² (坪)			
	無	③田畑 _____ m ² (坪)	④山林等 _____ m ² (坪)			
(3) 負債の状況	有	負債の内容	返済日(年) 額	返済終了予定 年 _____ 月 _____		
			円			
	無	その他				

(記入上の注意)

1. 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
2. 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
3. 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

平成26年10月10日 金曜日

天理市公報

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

天 第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの 〃 に当たる 〃 さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による保護の開始を決定いたしますので法14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申請があった日	

（参考1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
第14条（略）
2・3（略）
4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
第24条（略）
2～7（略）
8 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶助義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

（参考3）

- 民法（明治29年法律第89号）
第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当実施機関において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

天 第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの 〃 に当たる 〃 さん（住所 〃 ）は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による支援給付を申請して（受けて）いますが、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、支援給付の決定や実施などのため必要がありますので、 〃 年 〃 月 〃 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

（特記事項）

（担当者 〃 ）

（参考1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
第14条（略）
2・3（略）
4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
第28条（略）
2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

（参考3）

- 民法（明治29年法律第89号）
第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第26号及び様式第27号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(平成26年9月30日揭示済)

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則及び天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則及び天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則(昭和62年3月天理市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第3項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

(天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市保育の実施に関する条例施行規則(平成10年3月天理市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第4項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「第17条」の次に「及び第31条の7」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(平成26年9月30日揭示済)

天理市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

天理市養育医療の給付に関する規則(平成25年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「円未満」を「10円未満」に改める。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

訓令甲

(平成26年9月30日揭示済)

天理市訓令甲第13号

天理市臨時職員等取扱要綱(平成4年6月天理市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

天理市長 並 河 健

別表中「5,600円」を「5,620円」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

(平成26年9月8日揭示済)

天理市告示第290号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法第78条における地方税法第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

尚、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年9月8日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成26年9月8日揭示済)

天理市告示第291号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年9月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月8日から平成26年11月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年9月8日揭示済)

天理市告示第292号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成26年9月8日

記

名 称	東井戸堂町新町自治会
規約に定める目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・ 美化・清掃等区域内の環境の整備 ・ 集会施設の維持管理
区 域	天理市東井戸堂町328番1～330番2、345番1～353番7（ただし、348番2、349番2を除く）、357番1～358番10（ただし、357番2～357番4、358番2～358番5を除く）、361番1～361番13（ただし、361番2～361番6を除く）、412番1～424番25、426番1～442番21、443番7～461番16（ただし、441番1を除く）までの区域とする。
主たる事務所	東井戸堂町424番地24
代表者の氏名及び住所	仲西 光太郎 天理市東井戸堂町424番地24
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・ 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	平成26年9月8日

(平成26年9月9日掲示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年9月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月9日から平成26年11月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月10日掲示済)

天理市告示第294号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 9 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 9 月10日から平成26年11月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 9 月11日 掲示済)

天理市告示第295号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 9 月11日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 9 月11日 掲示済)

天理市告示第296号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 9 月11日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 9 月11日 掲示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成26年9月11日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年9月11日から平成26年11月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年9月12日揭示済)

天理市告示第298号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年9月12日

3 移動対象区域

天理市岩室町1033番地先放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年9月12日から平成26年11月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年9月12日揭示済)

天理市告示第299号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年9月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年9月12日から平成26年11月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 9月16日 揭示済)

天理市告示第300号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 9月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 9月16日から平成26年11月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 9月17日 揭示済)

天理市告示第301号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 9月17日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町568番地先放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 9月17日から平成26年11月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 9月17日 揭示済)

天理市告示第302号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 9月17日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月17日から平成26年11月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月18日揭示済)

天理市告示第303号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年9月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月18日から平成26年11月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月18日揭示済)

天理市告示第304号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年9月18日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年9月19日揭示済)

天理市告示第305号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法第78条における地方税法第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

尚、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年9月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成26年9月19日揭示済)

天理市告示第306号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年9月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月19日から平成26年11月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月22日揭示済)

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年9月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月22日から平成26年11月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月24日揭示済)

天理市告示第308号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年9月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月24日から平成26年11月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月25日揭示済)

天理市告示第309号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年9月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月25日から平成26年11月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月29日揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年9月29日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年9月29日から平成26年11月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 9月29日 掲示済)

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9月29日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年 9月29日

3 移動対象区域

天理市杉本町 2 8 6 番地 1 3 先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 9月29日から平成26年11月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成26年 9月30日 掲示済)

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9月30日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 9月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 9月30日から平成26年11月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成26年10月 1日 掲示済)

天理市告示第313号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな
いので、介護保険法（平成 9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出
があればいつでも交付する。

平成26年10月 1日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成26年10月1日揭示済)

天理市告示第314号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年10月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成26年9月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月1日から平成27年3月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年10月2日揭示済)

天理市告示第315号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月2日から平成26年11月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年10月2日揭示済)

天理市告示第316号

平成26年9月29日付で議決のあった平成26年度天理市一般会計補正予算(第2号)等の要領は、次のとおりである。

平成26年10月2日

天理市長 並 河 健

平成26年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成26年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,977,863千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 地方交付税		5,634,000	△88,409	5,545,591
	1 地方交付税	5,634,000	△88,409	5,545,591
14 国庫支出金		3,458,121	48,993	3,507,114
	1 国庫負担金	2,733,588	20,384	2,753,972
	2 国庫補助金	705,221	28,609	733,830
15 県支出金		1,486,432	14,962	1,501,394
	1 県負担金	1,008,360	1,062	1,009,412
	2 県補助金	359,284	13,900	373,184
18 繰入金		639,700	8,852	648,552

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 特別会計繰入金	千円 0	千円 8,852	千円 8,852
19 繰越金		259,877	13,652	273,529
	1 繰越金	259,877	13,652	273,529
21 市債		1,598,800	221,900	1,820,700
	1 市債	1,598,800	221,900	1,820,700
歳 入 合 計		23,757,913	219,950	23,977,863

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,368,600	千円 2,549	千円 2,371,149
	1 総務管理費	1,833,747	7,871	1,841,618
	2 徴税费	287,916	△1,213	286,703
	4 選挙費	47,426	△4,109	43,317
3 民生費		9,464,758	76,712	9,541,470
	1 社会福祉費	4,211,315	82,763	4,294,078
	2 児童福祉費	4,071,888	△2,529	4,069,359
	3 生活保護費	1,181,004	△3,522	1,177,482
4 衛生費		1,537,796	52,803	1,590,599
	1 保健衛生費	540,099	59,775	599,874

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 清掃費	997,697	△6,972	990,725
6 農林費		268,864	△6,149	262,715
	1 農業費	249,401	△6,149	243,252
7 商工費		166,836	5,932	172,768
	1 商工費	166,836	5,932	172,768
8 土木費		2,969,907	△30,234	2,939,673
	1 土木管理費	186,379	△34,115	152,264
	2 道路橋りょう費	280,043	△18,125	261,918
	4 都市計画費	2,220,449	22,006	2,242,455
10 教育費		2,925,720	118,337	3,044,057
	1 教育総務費	384,578	△41,959	342,619

2 小学校費	948,784	185,834	1,134,618
3 中学校費	241,302	6,321	247,623
4 幼稚園費	581,920	△12,449	569,471
5 社会教育費	637,363	△10,906	626,457
6 保健体育費	131,773	△8,504	123,269
歳出合計	23,757,913	219,950	23,977,863

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
天理駅前広場空間整備事業	平成26年度から平成27年度まで	千円 26,723
天理市福祉センター管理事業	平成26年度から平成27年度まで	千円 22,721

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
天理市自転車等駐車場管理事業	平成26年度から平成29年度まで	千円 180,289	平成26年度から平成28年度まで	千円 120,010
天理駅前広場管理事業	平成26年度から平成29年度まで	千円 82,782	平成26年度から平成28年度まで	千円 55,104
前栽小学校整備事業	当初議決に同じ	千円 138,964	当初議決に同じ	千円 1,903,996

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校整備事業	千円 211,900	当初議決に同じ	当初議決に同じ	当初議決に同じ	千円 401,600	当初議決に同じ	当初議決に同じ	当初議決に同じ
臨時財政対策債	千円 1,126,200	当初議決に同じ	当初議決に同じ	当初議決に同じ	千円 1,158,400	当初議決に同じ	当初議決に同じ	当初議決に同じ

平成26年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成26年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,712千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,047,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		422,900	9,918	432,818
	1 他会計繰入金	422,900	8,184	431,084
	2 基金繰入金	0	1,734	1,734
10 繰越金		98,292	163,794	262,086
	1 繰越金	98,292	163,794	262,086
歳 入 合 計		6,873,300	173,712	7,047,012

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		170,321	8,184	178,505
	1 総務管理費	124,425	8,184	132,609
3 後期高齢者支援金等		952,855	3,339	956,194
	1 後期高齢者支援金等	952,855	3,339	956,194
4 前期高齢者納付金等		1,447	△686	761
	1 前期高齢者納付金等	1,447	△686	761
6 介護納付金		404,931	△1,622	403,309
	1 介護納付金	404,931	△1,622	403,309
11 諸支出金		6,886	164,497	171,383
	1 償還金及び還付加算金	6,526	164,497	171,023

歳 出 合 計	6,873,300	173,712	7,047,012
---------	-----------	---------	-----------

平成26年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成26年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,708,610千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 繰越金		1	66,910	66,911
	1 繰越金	1	66,910	66,911
歳入合計		4,641,700	66,910	4,708,610

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		125	53,974	54,099
	1 基金積立金	125	53,974	54,099
6 諸支出金		550	12,936	13,486
	1 償還金及び還付加算金	550	4,084	4,634
	2 繰出金	0	8,852	8,852
歳 出 合 計		4,641,700	66,910	4,708,610

(平成26年10月3日揭示済)

天理市告示第317号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年10月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年10月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年10月3日から平成26年12月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成26年9月8日揭示済)

天理市公告第32号

一般競争入札について

業務委託の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年9月8日

第1 事業概要

- (1) 事業名 平成26年度 施業放置林整備事業
(2) 事業実施箇所 天理市長滝町、福住町、柳本町
(3) 事業概要 測量 及び 間伐 予定面積6.8ha
・測量及び面積確定
・間伐（間伐率40%）
・山裾部及び沿道等の範囲においては林内整理（枝払い、玉切り、棚積み）を実施
※契約後、測量等により契約額に変更が生じる場合があります。
(4) 工期 平成27年3月13日まで
(5) 予定価格 2,426,760円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
(6) 最低制限価格 2,171,880円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

入札に参加することができる者は、次の（1）～（9）に掲げる条件をすべて満たし、天理市の定める森林整備事業に係る競争入札参加資格者登録要領に基づき競争入札参加資格の審査を受け、参加資格が認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第163号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 次のいずれかの専門技術者を雇用していること。
ただし、個人事業主がいずれかの資格を有する場合を含む。
① 社団法人日本森林技術協会が認定した林業技士（林業経営部門）。
② 都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士、林業作業士）。
③ 旧森林法（平成17年3月31日まで）で規定した林業改良指導員。
④ 旧森林法（平成17年3月31日まで）で規定した林業専門技術員（林業経営部門、造林部門、森林機能保全部門）。
⑤ 森林法（第187条第1項）に規定する林業普及指導員。
⑥ 森林整備に関する業務について、10年以上の実務経験を有する者。
(3) 次に規定する安全管理作業員を選任していること。
① 安全管理作業員とは、作業現場における労働災害防止のための知識を有し、林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部が実施する林業における安全確保に関する研修（以下「安全研修」という。）を、資格審査の申請日の前日から過去3年以内に受講している者をいう。
② 安全管理作業員は、当該事業体の経営に参画していない者であって3ヶ月以上の雇用実績があり、森林整備の実務経験を5年以上有する者であることとする。
(4) 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
(5) 天理市物品購入等暴力団排除措置要綱の別表（措置要件）に該当するものでないこと。
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
(8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
(9) 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 環境経済部 農林課
電話番号 0743-63-1001 内線 242

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び天理市の定める森林整備事業に係る競争入札参加資格者登録要領に基づく競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。

第6 入札の方法

- (1) 入札年月日 平成26年9月30日（火）午後1時30分
- (2) 入札場所 天理市役所 地下1階 B30会議室
- (3) 入札書式 天理市建設工事執行規則に準ずる

第7 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果については当日、入札会場にて発表する
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金については免除する
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第10 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第11 問い合わせ先

天理市役所 環境経済部 農林課 0743-63-1001 内線242

別表（入札日程）

施業放置林整備事業		
事 項	期 間 等	方 法
入札説明書の交付期間	平成26年9月8日（月）から 平成26年9月16日（火）まで	天理市役所農林課
申請書の提出期間	平成26年9月8日（月）から 平成26年9月16日（火）まで	天理市役所農林課
仕様書の公開期間	平成26年9月10日（水）	天理市役所農林課
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年9月18日（木）	郵 送
入札の日時	平成26年9月30日（火） 午後1時30分から	天理市役所 B30会議室

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

別表（措置要件）

（措置要件）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を得る目的で又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 市発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 市発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(平成26年 9月 1日 揭示済)

天理市公告第33号

天理市-1

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告			
平成26年 9月24日			
天理市長 並 河 健			
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。			
1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり	
2	公 売 の 方 法	入 札	
3	公 売 日 時	平成26年11月11日 午前10時00分から	
	入 札	平成26年11月11日 午前10時40分から午前11時00分まで	
	開 札	平成26年11月11日 午前11時00分	
4	公 売 場 所	大和郡山市若槻町4-4 大和郡山市 平和地区公民館 1階会議研修室	
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり	
6	公売保証金納付期限	平成26年11月11日 午前10時00分から午前10時30分まで	
7	売 却 決 定	日時	平成26年11月18日 午前10時00分
		場所	天理市役所 収税課
8	買受代金納付期限	日時	平成26年11月18日 午前11時30分
		場所	天理市役所 収税課
9	買受人についての資格 その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり	
10	そ の 他	1. 午前9時45分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については天理市収税課で閲覧いただけます。 もしくは、天理市ホームページ(http://www.city.tenri.nara.jp/)でご覧いただけます。	
配当を受ける者の権利の申出について			
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。			
※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。 天理市収税課徴収係 TEL0743-63-1001 (内線202)			

公売公告付表

売却区分 番号	天理市—1	見積価額	8,430,000 円
		公売保証金	850,000 円
		課税区分	課税財産
公売財産の表示	(土地) 所在 奈良県天理市前栽町 地番 119番5 地目 宅地 地積 162.66㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	公売財産は、近鉄天理線「前栽駅」の北東【道路距離】約0.5km、徒歩約5分の第1種中高層住宅専用地域の住宅地の一画の更地です。		
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内 第1種中高層住居専用地域。 ・建ぺい率60%、容積率200% ・現況は住宅地近隣住民の駐車場として使われているが、管理者なし 		
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・市は公売財産の引き渡し義務を負いません。 ・市は瑕疵担保責任を負いません。 ・下見会は実施しませんので、入札者ご自身で現地確認を行って下さい。 		

公 売 に お け る 注 意 事 項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上である必要があります。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は天理市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は天理市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。(開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。) 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は商票登記簿抄本 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料(500円程度)
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼付、消印が必要です。
消費税及び地方消費税について	公売公告付表中、「課税区分」欄において、「課税財産」とは消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外の財産のことをいい、「非課税財産」とは消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産のことをいいます。また、課税財産と非課税財産が混在している場合は「混在財産」と表示しています。 なお、公売財産が課税財産、非課税財産もしくは混在財産である場合も、入札価額をもって売却決定します。

(ご注意)

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあつた場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑をご持参ください。

(平成26年 9月25日 掲示済)

天理市公告第34号

農業経営基盤強化促進法第6条第4項及び同条第5項の規定により、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を一部変更したので、同条第6項の規定により公告する。

平成26年 9月25日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成26年10月 1日 掲示済)

天理市公告第35号

平成26年度天理市定期予防接種の実施について

定期予防接種を次の通り行いますので、予防接種法施行令第4条及び5条の規定により公告します。

平成26年10月 1日

天理市長 並 河 健

- 1 予防接種実施場所
委託医療機関
- 2 予防接種期日
実施医療機関の定めた日
- 3 定期予防接種と実施方法
(A類)

予防接種名	対象者
不活化ポリオ	生後3月から90月未満
BCG	生後5月から生後1歳未満
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）	生後3月から90月未満
三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）	生後3月から90月未満
二種混合（ジフテリア・破傷風）	満11歳から13歳未満
二種混合（麻疹・風疹）	1期：生後12月から24月未満 2期：5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する前日まで
日本脳炎第1期	生後36月から90月未満
第2期	満9歳から満13歳未満
予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第5条第1項に規定する特例対象者。ただし、特例対象者であっても、第4回目（2期接種相当）の者については、引き続き9歳以上の者とする。	
ヒブワクチン	生後2月から60月未満
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2月から60月未満
子宮頸がん予防ワクチン	小学6年生～高校1年生相当の女子
水痘	生後12月～生後36月に至るまでの間にある者

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものを除き予防接種を受けることができます。

- (1) 4種混合については、15歳に達するまでの間の者
- (2) BCGについては、4歳に達するまでの間の者
- (3) ヒブ感染症については、10歳に達するまでの間の者
- (4) 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間の者

(B類)

予防接種名	対象者
季節性インフルエンザ	65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

高齢者肺炎球菌ワクチン	<p>① 65歳以上の者 <平成26年度の対象者> 65歳：昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の者 70歳：昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の者 75歳：昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の者 80歳：昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生の者 85歳：昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生の者 90歳：大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の者 95歳：大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生の者 100歳：大正 3年4月2日生～大正 4年4月1日生の者 101歳以上：大正3年4月1日以前の生まれの者</p> <p>②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
 予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることがあきらかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他医師が不適当と認める者

5 接種費用（自己負担金）

- A類
 - 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
 - 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。
- B類
 - 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合一部自己負担を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。
 <自己負担金内訳>
 高齢者肺炎球菌ワクチン 2,500円
 高齢者インフルエンザ 1,000円
 - 2) 県外医療機関等委託契約していない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

教育委員会

(平成26年10月1日掲示済)

天教告示第12号

平成26年10月9日午後1時30分から10月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。
 平成26年10月1日

天理市教育委員会
 委員長 前川 喜太郎

(平成26年10月1日掲示済)

天教告示第13号

平成26年10月9日午後3時30分から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
 平成26年10月1日

天理市教育委員会
 委員長 前川 喜太郎

農業委員会

(平成26年9月26日掲示済)

天農委告示第10号

平成26年10月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
 平成26年9月26日

天理市農業委員会
 会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する申請について
- 議案第4号 天理農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第5号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

公営企業

（平成26年9月16日揭示済）

天理市上下水道局管理規程第8号

天理市水道事業給水条例施行規程（平成10年2月天理市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月16日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

第4条に次の1項を加える。

- 2 給水装置工事申込者は、当該工事が次の各号のいずれかに該当する場合は、給水装置工事申込書の提出前に管理者と協議を行い、その承認を受けなければならない。
 - (1) 貯水槽を設置する場合
 - (2) 建築物の3階部分に直結直圧給水する場合
 - (3) その他管理者が必要と認めた場合

第8条中「3階以上の建築物」を「建築物の3階以上の部分（3階部分に直結直圧給水する場合を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平成26年9月16日揭示済）

天理市上下水道局公告第25号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年9月16日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第8処理分区	三昧田町の一部